

令和7年度 教育行政執行方針主要施策

- 1 学校教育関係（学務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 学校給食関係（学校給食センター）・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 3 生涯学習関係（生涯学習課）・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 4 図書館関係（図書館）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
- 5 百年記念館関係（星の降る里百年記念館）・・・・・・・ 13 ページ
- 6 スポーツ振興関係（スポーツ振興課）・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

1 学校教育関係

【学務課】

主要施策	施策の概要
<p>(1) 学ぶ力の育成</p> <p>① 学ぶ意欲を培い、 確かな学力を身につける指導の充実</p> <p>② 個に応じた指導の 充実</p>	<p>基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得と向上を図るため、国が実施する全国学力・学習状況調査及び市単独で実施する統一学力検査（CRT）などの結果・分析を活用し、その学年での学習内容の完全習得を目指した、学習指導の工夫・改善や教育課程の改善に取り組むほか、学習指導要領を着実に実施し、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」の育成を図るため、全校で統一した授業スタイルとしての「芦別スタンダード」を充実することにより、見通しを持った課題提示の工夫や意見交流の場の設定、振り返りを大切にする授業改善を徹底し、子ども主体の授業を実現するため、教師が教える授業から子どもが学ぶ授業への転換を図る。</p> <p>「学校経営計画」で設定した成果指標については、「学校改善プラン」及び「学校経営プランニングシート」の作成等により点検し、その達成に向けての計画的な取組を推進する。</p> <p>児童生徒1人1台端末の日常的・効果的な活用を図り、個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実に向け、「チョーク&トーク」の授業からの脱却を進める。</p> <p>家庭学習の習慣化に向けて、校内で統一した「家庭学習の習慣化の取組」を推進し、保護者との連携のもと継続した指導を図る。</p> <p>また、望ましい生活習慣の確立を図るため、年間を通して保護者に啓発を図る。</p> <p>さらに、1人1台端末で利用できるデジタルドリルなどの学習支援ツールを活用し、主体的な学習の機会を提供するなど、家庭学習の質の向上を図るため、1人1台端末の持ち帰りを促進する。</p> <p>また、各種検定（漢字検定、算数・数学検定、英語検定）に係る検定料を助成することにより、児童生徒の自主的な学習を重視しながら、チャレンジ精神の向上と学習への自信を培う。</p> <p>児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるように、国の教員加配制度の活用や市費負担による「学習サポート教員」を各小中学校に配置し、ティームティーチングによる授業及び習熟度別指導やグループ別等の少人数による授業を実施することにより、児童生徒の実態に応じた個別指導や、困り感のある児童生徒への繰り返し指導を充実させ、「わかる・できる・楽しい授業づくり」を推進する。</p> <p>小中学校においては、長期休業期間に「補充的・発展的な学習」を実施し、きめ細かな指導を行うほか、小学校では、芦別高校や芦別中学校の生徒によるボランティア指導の協力を得て実施するなど、小学生と中高生との交流を図る。</p> <p>また、教育委員会においても、学習サポート教員等を活用した「やさしいサポート教室」を実施し、児童生徒一人ひとりの特性に応じた指導を行う。</p>

③ 小中一貫教育の推進	<p>小中学校9年間を通じ、学習規律の統一、乗り入れ授業、交流授業等を実践することにより、一貫性・連続性・系統性のある教育活動を推進するほか、幼稚園・保育園と小学校との連携や中学校と高校との連携を図りながら、ふるさと教育・キャリア教育の核となる「農業」・「炭鉄港」・「木育」をテーマとして、郷土に愛着を持つ子どもの育成を目指し取組をさらに推進する。</p>
④ 外国語活動の充実・国際理解教育の推進	<p>小学校5、6年生における「外国語（英語）」及び3、4年生における「外国語活動」の指導では、教科担任による専科指導のほか外国語指導助手を配置し、外国語を通じ言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、外国語教育の充実を図る。</p> <p>外国語指導助手については、引き続き現行の「2人」体制を維持していくほか、国際理解教育の推進に向け、国際交流協会など関係機関と連携し、外国人との触れ合いの機会の創出を図る。</p>
⑤ キャリア教育の充実	<p>特別活動や総合的な学習の時間等を通じて、子どもたちが自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質や能力を身に付けていくことができ、子どもたちが思い描く夢を広げ、実現できるよう取組の充実を図る。</p> <p>そのため、小中一貫教育及び学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の取組とも連携し、地域や地元企業における「体験的な学習・ふるさと教育」の充実を図る。</p> <p>また、その学習の内容を記録し、自らの学習状況やキャリア形成の見通し、振り返りなどに活用するため、キャリアノートを作成する。</p>
⑥ 特別支援教育の推進	<p>発達障がいも含めた特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、計画的かつ組織的に教育活動を推進する。</p> <p>このため、各校の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制のもとで、児童生徒のつまずきや困り感を適切に把握し、個々の児童生徒の多様なニーズに対応したきめ細やかな指導を充実するなど、学習や支援の内容を工夫する。</p> <p>その際、すべての小中学校に1人ずつ配置する「特別支援教育学習支援員」を活用し、指導の一層の充実に努める。</p> <p>また、「特別支援教育連携協議会・相談支援部会」においては、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校における校種間の連携や関係機関との連携により、要支援児童生徒の実態把握に努め、保護者に対する相談支援を実施するとともに、「個別の教育支援計画」等を活用することにより、将来を見据えた一貫性のある支援体制を確立する。</p> <p>さらに、障がいに関する理解啓発や専門性の向上を図るため、各種研修会を開催する。</p> <p>また、通常学級に在籍しながら児童生徒の言語、学習障がいなどの個別の状況に応じ、個別の指導を中心とした特別の指導をきめ細やかに、弾力的に提供し、学習と支援を行うため、引き続き「通級指導教室」を芦別小学校及び芦別中学校に開設する。</p>

(2) 豊かな心の育成	
① 道徳教育の充実	<p>生命を大切にする心や、他を思いやる心など、豊かな心を持つ子どもの育成を目指し、道徳教育推進教師を中心に道徳科の全体計画や年間指導計画を作成し、自己を見つめ、物事を多角的・多面的に考え、自己の生き方についての考えを深めるとともに、他者との感じ方や考え方の違いを他と交流する「考え、議論する」道徳を推進する。</p>
② 特別活動の充実	<p>児童会・生徒会活動及び学校行事などの集団活動をとおして望ましい人間関係を形成し、良好な学級集団の育成を図るとともに、児童生徒にとって安心できる居心地の良い「心の居場所」となるよう学級活動の充実を図り、自主的かつ実践的な態度を育成する。</p> <p>また、部活動やクラブ活動への参加により、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、調和のとれた豊かな人間関係を形成するとともに、個性の伸長を図り、集団の一員として協力し、より良い活動づくりに参画しようとする自主的かつ実践的な態度を育成する。</p>
③ 読書活動・新聞活用の充実	<p>「第2次子どもの読書活動推進計画（令和5年度～令和9年度）」に基づき、朝読書や読書週間の設定などのほか、市立図書館と連携して、児童生徒の読書意欲の向上や読書の楽しさを実感する取組を推進する。</p> <p>学校図書館の機能を有効に活用し、教科指導における調べ学習や、児童会・生徒会活動による図書委員会の読書奨励活動などを積極的に推進するほか、市立図書館と連携し、読書に親しむ子どもの育成に努める。</p> <p>また、小学校で市立図書館と連携したブックトークを実施し、読書への意欲・関心を深める。</p> <p>学校図書や新聞の購入については、児童生徒の発達段階や教科指導、読書指導の重点化などの観点から計画的に推進する。</p>
④ 環境教育の推進	<p>E S D（持続可能な開発のための教育）を通じて、S D G s（持続可能な開発目標）への理解を深め、持続可能な社会を実現するための担い手の育成に努めるため、児童生徒の発達段階に応じ、体験学習及び体験活動をとおして、すべての教育活動において環境問題への関心を高めるとともに、具体的な行動・実践を進め、S D G s とE S Dを結び付けた環境教育を推進する。</p>
⑤ ふるさと教育の推進	<p>各教科や総合的な学習の時間等において、地域の自然や施設、人材、文化財、基幹産業などの教育的資源を積極的に活用し、社会とのかかわりの中で体験的な学習をとおして、地域と主体的にかかわることで自分たちの住む地域について理解を深める学習を進める。</p> <p>このため、日本遺産に認定された「炭鉄港」の意義を踏まえ、石炭で栄えた「芦別」の歴史を振り返るほか、基幹産業である農業を知るための「農業体験」や林業を知るための「木育」にも取り組むとともに、小学校社会科副読本や星の降る里百年記念館を活用して、芦別市の歴史や文化などを深く学び、郷土に愛着を持つ児童生徒を育成する。</p>

<p>⑥ いじめ・不登校対策の充実</p>	<p>「いじめ防止基本方針（平成27年度策定。令和5年7月改定）」に基づき設置した「いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消などへの対処を図り、いじめ根絶に向けた取組を学校、家庭、地域及び関係機関との連携協力のもと社会全体で推進する。</p> <p>学校においては、「学校いじめ防止基本方針」や「学校におけるいじめ防止等対策組織」を整備し、すべての教職員が常日頃から、児童生徒の様子や人間関係などを注意深く観察することや、定期的なアンケート調査の実施、相談活動などをとおして、子どもの悩みや心の変化を捉え、いじめと思われる行動の早期把握に努める校内体制を確立するとともに、児童生徒の悩みや不安などを気軽に話せる環境を整備する。</p> <p>また、国や北海道教育委員会がウェブ上で開設している相談窓口を周知するなど、SOSの発信の仕方についての指導の充実を図る。</p> <p>さらに、児童会・生徒会における活動として、「仲間づくり子ども会議」を開催し、小・中・高による校種を越えた学校間の取組の交流の場を確保することにより、いじめを根絶する意識の醸成を図る。</p> <p>不登校対策については、中1ギャップも不登校の要因の一つになっていることから、小中一貫教育の推進により校種間での情報共有や連携した指導に努める。</p> <p>また、登校しぶりなど、児童生徒の変化を見逃さず、関係機関や家庭と連携するとともに、中学校における「リフレッシュルーム」の充実と活用を図り、日常的な教育相談や北海道教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーを活用した相談体制を整え、不登校の発生予防とその解消に努める。</p> <p>また、適応指導教室が「学校に登校することができない児童生徒の居場所」として活用が図られるよう、学習や集団生活への適応指導や相談受付、学習環境の充実を図り、長期的な不登校児童生徒やその保護者を支援する。</p>
<p>⑦ 安全教育及び安全対策の充実</p>	<p>学校における危機管理体制や児童生徒の安全確保体制を確認するとともに、PTAや関係機関、団体等と連携し、交通安全、防災、防犯などに関する体験型の被害防止教育や1日防災学校を実施し、事件・事故・自然災害等に対する危険予測、危険回避能力を身に付けさせる被害防止教育、防災教育を推進する。</p> <p>通学路等における不審者対策については、関係機関と連携して巡回活動を行うほか、不審者情報については、学校、家庭、関係機関等との共有化を図る。</p> <p>通学路の交通安全の確保を徹底するため、「通学路交通安全推進協議会」による点検活動を継続して実施し、危険箇所等の改善・改修を図る。</p> <p>また、「子ども安心カード」を学校に備え、児童生徒がけがや病気等により救急車等で搬送される際に、救急隊や医療機関に対して病歴やアレルギーの保有状況等を正確に伝え、迅速な処置を受けることができるよう緊急時の対応に万全を期す。</p>

(3) 健やかな身体の育成	
① 健康教育の充実	<p>「ほっかいどう学力・体力向上運動」を推進し、「早寝早起き朝ごはん」運動や生活リズムチェックシートなどを活用した「望ましい生活習慣」の定着を図る取組を充実させる。</p> <p>また、家庭と連携し、スマートフォンの利用やゲームを行う時間のルールづくりなど、家庭における望ましい生活習慣の確立に向けた取組を進める。</p> <p>各種身体測定や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」をとおして、児童生徒の体力・運動能力等の把握と分析をもとに、縄跳び、持久走、ストレッチなど「一校一実践」による学校の特色を生かした体育的活動を推進し、体力向上に向けた取組を推進する。</p> <p>健康で安全な生活を営む能力や態度を育成するため、市の保健師を講師として実施する「がん教育」や、感染症などの病気、喫煙の有害性、性教育、薬物乱用防止教室について、医療機関をはじめとする関係機関との連携により開催する。</p> <p>感染症の予防について、児童生徒が正しく理解し、適切な行動がとれるよう日常的な指導に努める。</p>
② 食育の充実	<p>家庭科、保健体育科など、すべての教育活動を通じて、食に関する正しい知識や生涯にわたる望ましい食習慣を身に付けるための指導を行う。</p> <p>栄養教諭と連携して、計画的に食育指導を推進するとともに、地元産の食材を活用している学校給食を教材として活用し、地産地消の意義への理解を深めるほか、保健室だよりや給食だよりなどを通じて家庭と連携して食育の充実を図る。</p> <p>食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、学校、学校医など関係者と情報を共有し、「学校給食における食物アレルギー対応指針」をガイドラインとして、緊急時に適切に対応できる体制を確立する。</p>

(4) 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進	
① 地域に開かれた学校づくりの推進	<p>地域とともにある学校づくりを目指して導入している学校運営協議会（コミュニティ・スクール）については、協議会に設置した3つの部会（芦別小学校部会・上芦別小学校部会・芦別中学校部会）において、保護者や地域住民が学校運営協議会や各部会での話し合いにより、学校の目標やビジョンを共有し、「学校の応援団」として地域総がかりで学校運営に参画及び協働してもらう取組をさらに推進する。</p> <p>そのため、コミュニティ・スクールの活動の状況を各学校の「学校だより」やホームページ、教育委員会が発行する「教育だより」などを通じて、積極的に家庭や地域に提供し、情報の共有化を進める。</p> <p>また、各部会が担う学校評価において、学校運営の評価を実施することにより、保護者や地域の意見を学校経営や教育活動の改善に生かし、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進する。</p>
② 教職員の指導力と資質の向上	<p>教職員の指導力と資質の向上を図るため、教育機関や各種教育団体が主催する研修会・講座への派遣や、オンライン、オンデマンドでの研修受講を奨励するほか、長期休業期間中における教育委員会主催の研修会開催などにより、教職員の指導力等の向上を図る。</p> <p>また、教育職員免許法の改正に伴う教員の新たな研修制度に基づき、研修の受講奨励や研修履歴の記録などに対応していく。</p> <p>さらに、授業参観日や教育振興会教科部会の授業研究等を通じて、学校間の積極的な交流を図るとともに、公開研究会を開催することにより、研究実践の向上に取り組み、学習指導の工夫・改善につなげる。</p> <p>教職員による体罰や交通違反・事故等の不祥事を防止するため、引き続き法令遵守・服務規律の徹底を図るほか、校内組織の活用及び北海道教育委員会が作成する各種研修資料等を活用した校内研修の充実に努める。</p> <p>学校における働き方改革については、「市立学校における働き方改革推進プラン（第3期）」に基づき、教職員の長時間勤務の解消等に向けて、校務支援システムやICT機器の有効活用などによる業務の改善を行いながら、教職員の負担軽減を図るとともに、教職員が今まで以上に児童生徒と向き合う時間を確保することに努める。</p>
③ 部活動の地域移行（地域展開）	<p>部活動改革検討協議会からの提言を受け、中学校の部活動を含めた地域のスポーツ・文化芸術活動全体を持続可能なものとするため、本年度中にその受け皿となる「地域クラブ」を創設する。</p> <p>その創設に向けて、部活動改革検討協議会内に地域クラブ準備部会を設置するとともに、先進地視察を行うなど地域クラブの詳細な運営内容について議論を深める。</p> <p>また、地域移行（地域展開）を円滑に進めるため、事業検証を目的とした外部指導者の導入による先行実施を行うとともに、単独でチームを維持することが困難な種目においては広域連携による環境整備などの検討を進める。</p>

<p>(5) その他の教育活動</p> <p>① 就学援助制度の充実</p>	<p>保護者の収入格差に伴う子どもの貧困が社会問題化している現状を踏まえ、国が定める就学援助費の額に準じて支給するほか、就学援助制度について、適宜わかりやすい内容で周知する。</p> <p>また、小学1年生及び中学1年生に対する新入学学用品費については、早期の援助を必要とする保護者に対して、入学年度前の3月に支給できるよう継続して取り組むほか、新たに早期支給の対象とされた学用品費の取扱いについて適切な対応を図る。</p>
<p>(6) 幼児教育の推進</p>	<p>次代を担う子どもたちを育むため、認定こども園、保育園、小学校、家庭、地域が連携して幼児教育の充実に努め、幼児教育から小学校教育への円滑な移行と接続を推進し、継続して交流機会の創出に取り組む。</p> <p>また、幼児教育環境の改善・整備に対して適切な支援、協力を行うため、私立学校運営費補助事業を継続して実施する。</p>
<p>(7) 教育環境の整備</p>	<p>児童生徒が快適で安全・安心な教育環境において学習できるよう、各学校と連携して施設等の維持管理に努めるとともに、経年による老朽化が進み、施設の改修や設備の更新が必要なことから、学校施設の個別施設計画に基づき、適切な改修や改善に努める。</p> <p>また、小学校の統合と小中学校の施設のあり方等について、保護者、学校関係者、市内関係団体、公募委員などで構成する会議体を設置し、検討を進めていく。</p> <p>なお、教職員の居住環境の改善を図るため、教職員住宅の改修に努める。</p>
<p>(8) 高等学校による特色ある教育環境づくりの推進</p>	<p>星槎国際高等学校の入学生の学資負担者に対する修学奨励費交付事業を継続して実施し、入学生の確保を支援する。</p> <p>また、学校運営や教育環境の改善・整備を支援し、特色ある教育環境づくりの推進と教育の質の向上を図るため、私立学校運営費補助事業を継続して実施する。</p>
<p>(9) 専門学校・大学による特色ある教育環境づくりの推進</p>	<p>専門学校北日本自動車大学校及び星槎大学の入学生の学資負担者に対する修学奨励費交付事業を継続して実施し、入学生の確保を支援する。</p> <p>また、学校運営や教育環境の改善・整備を支援し、特色ある教育環境づくりの推進と教育活動の充実に努めるため、私立学校運営費補助事業を継続して実施するとともに、市外からの入学生が多く在籍する専門学校北日本自動車大学校への支援策として、奨学金貸与制度、学生寮の入寮費及び部屋代の減免に対する補助事業や通学費助成事業を継続して実施する。</p>

<p>(10) 高等学校教育の推進</p>	<p>芦別高校の入学者数は、前年度26人、本年度23人と、2年連続で20人台になり、第1学年は1学級減の1間口となったことを受け、高校問題協議会を開催し、芦別高校の存続を図るための取組や高校の魅力化などについて協議を行い、芦別高校の存続を図るため、令和8年度以降、公立高等学校配置計画に地域連携校として位置付けられるよう、具体的な取組を進めることとして決定がなされたことから、このことを踏まえ、今後、北海道教育委員会との協議を進める。</p> <p>また、入学生の確保に向け、保護者負担の軽減を目的とした新規施策として、学習用端末購入費助成金の交付、修学奨励費助成金の拡充、学習サポートツールの導入にかかわっての対象学年の拡大のほか、通学費及び各種検定試験等受験料の助成事業など従来からの支援を継続していく。</p> <p>さらに、芦別高校の魅力づくりに向けて、引き続き高校と連携して取組を進めるほか、教育活動の内容やその成果について周知を図るため、情報発信の支援や小中学校との交流を継続して実施し、芦別高校の学校運営協議会と連携を図りながら、生徒や保護者から芦別高校を選択してもらえるよう取組を進める。</p>
<p>(11) 奨学金制度の利用促進</p>	<p>経済的な理由によって修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、等しく教育を受ける機会を確保することを基本とした奨学金制度について、本制度の内容とともに、ふるさと就職奨励金制度による奨学金返還支援制度をあわせて周知の上、利用促進を図り、進学を希望する生徒・保護者に対する支援を継続して実施する。</p> <p>また、奨学金の一括貸与や一定期間の返済猶予など「借りやすい」・「返しやすい」奨学金制度に変更したことから、この内容を周知し、奨学生のニーズに応えられるよう取組を進める。</p>
<p>(12) 芦別市教育大綱に基づく教育行政の推進</p>	<p>市長と教育委員会が相互に連携し、情報共有、意見交換を図りながら、より一層市民の意見等を反映した教育行政の推進と充実に努めるため、総合教育会議で策定した「芦別市教育大綱」に基づき、学校教育等の教育委員会が所管する各分野の重点目標の達成に向け、各種施策の適切な管理・執行を行う。</p>

2 学校給食関係

【学校給食センター】

主要施策	施策の概要
安全・安心な給食の提供	<p>児童生徒の健康の保持増進や望ましい食習慣を育成するほか、地産地消を推進する観点から芦別産の米や野菜などを中心に道内産、国内産の食材を多く活用し、栄養バランスに配慮したおいしい学校給食を提供するとともに、安全・安心な学校給食を提供するため、調理従事者の衛生管理意識の向上啓発と衛生管理基準に基づく施設の徹底した衛生管理を実施し、食中毒や異物混入を防止する。</p> <p>また、食物アレルギーのある児童生徒に対しては、「学校給食における食物アレルギー対応指針」のほか、文部科学省や道教委の各種ガイドラインを基本とし、各関係機関、関係者の共通理解を図りながら事故の未然防止に努める。</p> <p>さらに、学校給食費については、保護者の経済的負担を軽減することで、子育て世代の定住促進と子育て支援による少子化対策を推進するため、引き続き小中学生の学校給食費の無償化を実施する。</p> <p>また、学校給食業務については直営で行っているが、近隣市をはじめ他の自治体においては、調理業務の民間委託などを行っている事例が増えてきていることを踏まえ、調理業務の民間委託など学校給食センターのあり方について、慎重に検討を進めていく。</p>

3 生涯学習関係

【生涯学習課】

主要施策	施策の概要
(1) 生涯学習の推進	<p>ライフスタイルの多様化が進んでいる中、「第3次生涯学習推進計画（令和2年度～令和11年度）」に基づき、基本目標である「地域とともに いつでも どこでも だれでも 学び交流できるまち」を目指し、市民の多様化する学習ニーズに応えるため、市民講座、女性大学及び高齢者大学など質の高い学習機会の提供を行い、学んだ知識を地域社会において活用することにより、市民の自発的・自主的な学習活動につなげるよう努めるとともに、市民団体及びサークルなどの活動に対しても積極的な支援を行い、地域に根ざした生涯学習の啓発及び推進を図る。</p>
(2) 男女共同参画の推進	<p>家庭・職場・学校・地域など、あらゆる分野において、性別に関わりなく、能力を十分発揮できる男女共同参画社会の形成と実現を図るため、「第2次男女共同参画推進計画（令和2年度～令和11年度）」に基づき、男女が社会の対等な構成員として、社会において共同する中で互いの人権を尊重しつつ、ジェンダー平等の視点に立ち、喜びも責任も分かち合いながら、性別に関わりなくそれぞれが対等なパートナーとして個性と能力を社会で十分に発揮できるよう、男女の固定的な役割分担意識の解消と平等な機会の確保を図り、ともに参画し貢献できる環境づくりの推進に努める。</p>
(3) 学習情報紙の発行	<p>市民講座やサークル紹介の内容を盛り込んだ学習情報紙「マナビ通信」を定期的に発行し、市民に対して情報の提供に努め、生涯学習活動の普及啓発を図る。</p>
(4) 生涯学習指導者の拡充	<p>生涯学習指導者を登録した「マナビリーダーバンク」が有効に活用されるよう、必要に応じて情報の更新並びに新たな指導者の発掘を行うとともに、小中高生などの若年層を含めた市民のスキルアップと自己研鑽や職業的自立に向けたキャリア教育の視点に立ち、様々な有資格者を指導者として登録するため、新たに「資格」の登録ジャンルを設置する。</p>
(5) 子どもの居場所づくり	<p>学校の休業日における子どもの居場所づくりのため、小学生を対象とした子育て支援センター係との連携事業「レッツチャレンジ!!」を開催することにより、子どもたちの豊かな感性、社会性及び想像力を助長するとともに、異学校・異学年交流の推進に努める。</p> <p>また、この事業を女性大学及び高齢者大学の特別授業と結び付けることにより、受講者と子どもによる世代間交流の促進を図る。</p>

<p>(6) 市民への学習機会の提供</p>	<p>市民に幅広い学習機会を提供するため、市民講座、女性大学及び高齢者大学等を継続して開催し、講座の充実を図る。</p> <p>また、国際交流・生涯学習専任員による英会話講座や異文化交流を含めた学習プログラムを実施するなど、生涯学習事業の充実に努める。</p> <p>「地方創生塾」については、芦別高校と連携し、継続的な活動ができるよう、新たに地域住民、各種団体及び芦別高校並びに教育委員会で構成する任意団体を設立し、高校生をはじめ小・中学生を含む幅広い若年層を対象としたふるさと教育などの取組を推進し、地域活動やまちづくりに貢献する人材を育成することにより地域の活性化を図る。</p>
<p>(7) 家庭教育の推進</p>	<p>市民に家庭教育の必要性を広く理解してもらうため、学校、地域及びPTAとの連携を図りながら、情報の提供を行うとともに、家庭の教育力向上を目指した親子参加型の体験学習等を実施し、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。</p> <p>また、異年齢の小学生が親元を離れて共同生活を行うことにより、規則正しい生活習慣や学習習慣を身につけ、自らの生きる力を育むことを目的とした、「あしべつ通学合宿」を継続して実施する。</p>
<p>(8) 青少年健全育成事業の推進</p>	<p>青少年育成連絡協議会、学校及び行政機関等の協力により「全市一斉親子クリーン作戦」、「子ども会リーダー養成講習会」及び「青少年健全育成市民の集い」のほか、新たに世代交流を目的とした「(仮称) 世代交流ボッチャ・モルック大会」を実施するとともに、前年度をもって廃止となった「全市親子ドッジボール大会」の代替事業について、令和8年度からの開催を目指し、関係団体と協議を進める。</p> <p>さらに、文化・スポーツ活動、仲間づくり事業など青少年健全育成事業補助金を活用した支援を行い、各種事業に積極的に参加する「明るく、たくましい青少年」の育成に努める。</p> <p>また、青少年の非行防止のため、警察・学校等の関係機関と連携し、青少年センターが中心となり、環境浄化活動や補導員による街頭補導活動を継続して実施する。</p> <p>青少年が犯罪等に巻き込まれる事案を未然に防ぐため、市民が一体となった協力体制により、不審者に遭遇したときの避難場所である「子ども110番緊急避難所」の周知の強化に努めるとともに、小学校及び幼稚園等における緊急避難所への駆け込み訓練などを実施するほか、不審者に対する青色回転灯パトロール車による巡回パトロールや迅速な情報提供の強化をより一層図るなど安全・安心な地域環境の充実に努める。</p>
<p>(9) 芸術文化の振興</p>	<p>文化連盟及び文化団体と連携し、市民が優れた芸術文化に触れ、多様な芸術文化に係る創作活動を推進し、展示・発表・鑑賞の機会が図られるよう支援するとともに、市民が優れた芸術や音楽に触れられる機会を創出し、交流と親睦を深める場の提供を行うとともに、生活文化の向上と振興に努め、地域の芸術文化活動の活性化を図る。</p>

4 図書館関係

【図書館】

主要施策	施策の概要
(1) 読書活動の推進	<p>市民に親しまれる図書館を目指して、社会の動向や流行なども取り入れた幅広い図書の選書に努めるほか、季節や行事にあわせた「おすすめ本」の特集展示や各年代にあわせた図書館事業の実施などにより一層の利用促進を図り、市民の読書普及推進に努める。</p> <p>また、「第2次子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが本と出会い、読書を通じて健やかに成長できる環境づくりを推進するため、乳幼児の言葉と心を育む「ブックスタート」や、学ぶ力を育むための「図書館を使った調べる学習」など、子どもの成長段階に応じた事業を実施する。</p> <p>このほか、学校、保育園、介護施設等に図書館が選んだ本をセットにして貸し出す「貸出文庫」を移動図書館車で配本し、幅広い年代の読書普及に努める。</p>
(2) 移動図書館車の利用促進	<p>市内各所のステーションを巡回して図書の貸出を行うことにより市民の利便性向上を図る。</p> <p>また、引き続き小学校にステーションを設置し、子どもが本と出合える環境づくりに努める。</p>
(3) 視聴覚ライブラリーの運営	<p>映像資料の充実に努め、個人や団体、サークル等の利用促進を図るほか、映画上映会を継続し来館者の増加を図る。</p>
(4) 図書館の適正な管理運営	<p>施設の適正な維持管理を行うとともに、良好な読書環境を提供するため、ラウンジなどの閲覧用テーブルを奥行きの広いものに更新し、改善を図る。</p>

5 百年記念館関係

【星の降る里百年記念館】

主要施策	施策の概要
(1) 郷土資料の収集・研究	<p>広く郷土資料の収集に努め、それらを活用した展示や特別展の開催などをおして本市の歴史、文化や自然等を学ぶ機会を提供する。</p>
(2) 資料を活用した教育普及活動の推進	<p>市内文化財等を巡る見学ツアーや体験型ワークショップを開催するほか、ふるさと教育や地域を学ぶ拠点施設として一層活用されるよう学校教育や社会教育と連携した教育普及活動を推進する。</p>
(3) 文化財の保護・活用	<p>文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、市民向け見学会の開催や関係機関と連携した教育的活用を図る。 また、次代に継承していくべき新たな文化財を見出すよう努める。</p>
(4) 星の降る里百年記念館の適正な管理運営	<p>施設の維持管理については、長寿命化計画に基づき設備の更新等により長寿命化を図る。 また、市内文化団体等に多彩な作品を展示する場を提供することにより、来館者の増加を図る。</p>
(5) 市史の頒布促進	<p>広く市民が本市の歴史に関心を持ち、なお一層の郷土愛が育まれるよう、本市の歩みを各分野にわたって記録した「新芦別市史」の頒布促進に努める。</p>

6 スポーツ振興関係

【スポーツ振興課】

主要施策	施策の概要
(1) スポーツ・レクリエーションの振興	<p>スポーツ推進委員や各種スポーツ協会加盟団体等の協力を得て、子ども向けの水泳教室やスキー教室をはじめとした事業を継続するとともに、成人向けには人気の高いヨガ教室やストレッチエクササイズ教室について開催時期や時間帯を変更し参加しやすい環境を整え、世代別の各種スポーツ教室の充実に努める。</p> <p>また、市民が一堂に会する「市民あるけあるけ運動」や「^{ハッシュタグ} # 芦ジム」をはじめとした健康都市宣言記念事業の継続や巡回スポーツ教室の周知に努めるなど市民がスポーツに親しむ機会を提供し、市民の健康増進に努めるとともに、インターネットによる教室や事業の申込みを推進する。</p> <p>スポーツの普及・啓発や競技者への支援を図るため、市内スポーツ少年団やスポーツ協会加盟団体への補助制度を継続するとともに、B&G海洋センターによる自然体験活動を通じた郷土教育をはじめとした取組を実施する。</p> <p>星の降る里あしべつ応援大使である高橋慶彦氏をはじめとした本市にゆかりのあるアスリートやスポーツ振興の連携協定を結ぶ関係機関との関係をさらに深め、スポーツの普及や啓発に努める。</p> <p>さらには「全日本中学軟式野球クラブチーム選抜大会北海道予選会」、「全道女子U-12 フットサル大会」等各競技団体の協力により大会誘致を進めることでスポーツの街として地域活性化を図る。</p>
(2) 合宿の里事業の推進	<p>なまこ山総合運動公園等のスポーツ施設、宿泊交流センターをはじめとした市内宿泊施設を活用した合宿誘致を推進することにより、交流人口及び関係人口の増加を図るとともに、地元少年団をはじめとした競技者同士のスポーツ交流や合宿の里推進協議会を中心とした地域経済波及効果を誘発するような取組を推進する。</p> <p>合宿団体に対し歓迎の意を表すとともに、市民が合宿の里事業を理解し協力や支援を得られるよう、デジタルサイネージの活用等により事業の周知を図る。</p> <p>各種実業団チームの合宿継続に向けた取組にあわせ、北海道バレーボール協会主催のジュニアキャンプや日本プロ野球OBクラブベースボールサマーキャンプといった大規模合宿事業への支援、宿泊交流センターを使用するリピート団体に対する継続的な合宿誘致活動を行うほか、本市にゆかりのある方々を通じた道外団体等の新規合宿誘致を推進する。</p>

<p>(3) 体育施設等の適正な運営管理</p>	<p>スポーツ活動の拠点となる、なまこ山総合運動公園等のスポーツ施設や宿泊施設である宿泊交流センターについては、長寿命化計画に基づき適切な維持管理に努め、総合運動公園照明器具のLED化工事や一部不具合のあるメインアリーナ排煙オペレーターの修繕工事を実施する。</p> <p>また、市民や利用者の利便性を高めるための公共施設予約システムなどによる施設使用状況の周知をするとともに、市民のニーズや利用拡大を図るため、B&G海洋センタープールの開設期間の延長や少年団利用をはじめとした学校開放事業の継続など、市民が利用しやすいスポーツ環境の維持、改善に努める。</p> <p>さらには、スポーツ合宿のほか、星槎国際高等学校のスクーリング等の教育活動や研修での活用している宿泊交流センターについては、合宿等での利用が見込めない場合に限り、市内で開催される各種スポーツ大会での利用を認めるなど使用範囲を拡大し施設の有効活用を図る。</p>
--------------------------	--